都市計画道路の変更に関する説明会
（鴻巣都市計画道路3･4･11号環状線、3･1･2号上尾バイパス）

目次

1. 説明会開催の背景･目的
2. 都市計画道路とは
3. 都市計画道路の見直し
4. 都市計画の変更原案
5. 都市計画の変更による影響
6. 今後のスケジュール

令和8年10月23日･24日

鴻巣市

1.説明会開催の背景・目的

背景

鴻巣市内の都市計画道路の多くは、昭和30年代に都市計画決定が行われていますが、現在に至るまで長期間未整備となっている道路が複数あり、整備の目途が立っていないものも存在します。

このような状況を踏まえ、市では、埼玉県が策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき、都市計画道路の見直しを行いました。

その結果、都市計画道路3・4・11環状線の一部区間を廃止する方針を決定しました。

目的

本説明会は、上記の方針を決定した経緯や都市計画の変更原案の内容、今後のスケジュール等について説明させていただき、都市計画の変更に向けてご意見を伺い、合意形成を図ることを目的としています。

2.都市計画道路とは

（1） 都市計画道路の概要

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安全な生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画に定められた道路のこと。

都市計画道路の役割

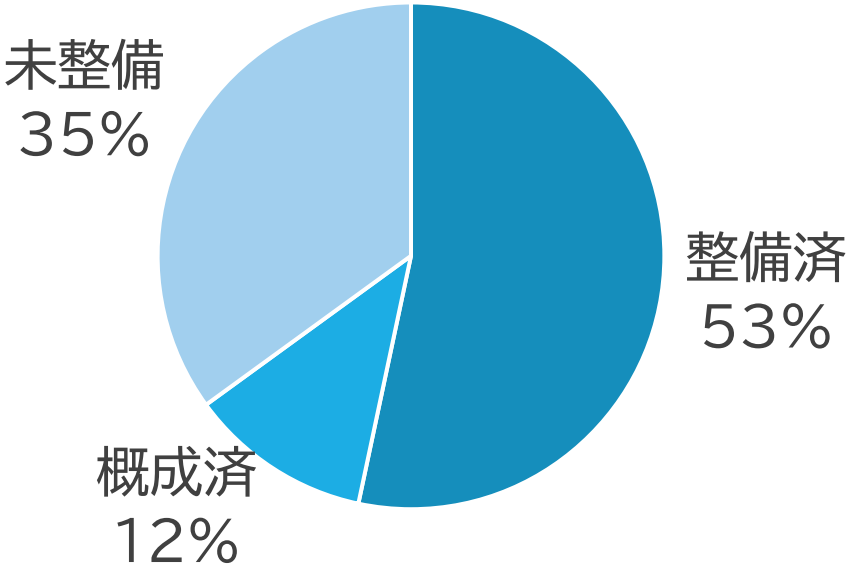
交通機能	・ 都市内の人や車の円滑な移動を確保する通行機能 ・ 広域的な都市間の物資等の異動を支える通行機能 ・ 沿道の土地利用のための出入り等の沿道サービス機能
空間機能	・ 景観や街路樹等の都市環境機能 ・ 避難路や救援活動の通路としての避難・救援機能 ・ 火災等の拡大を防止・遅延する災害防止機能 ・ 公共交通や上下水道などのライフラインを収容する機能
市街地形成機能	・ 都市の主軸となる骨格を形成する機能 ・ 都市の発展や土地利用を誘導する機能 ・ 宅地を区画する街区を形成する機能

2.都市計画道路とは

（2） 鴻巣市における都市計画道路の整備状況

鴻巣市には、全28路線、総延長約60kmの都市計画道路が存在します。このうち、整備済区間が約32km、概成済※区間が約7km、未整備区間が約21kmとなっています（令和7年3月31日時点）。

鴻巣市における都市計画道路の
整備延長の比率



※概成済とは… 概ね計画幅員の2／3以上または4車線以上の幅員を有し、都市計画道路と同程度の機能を持つこと

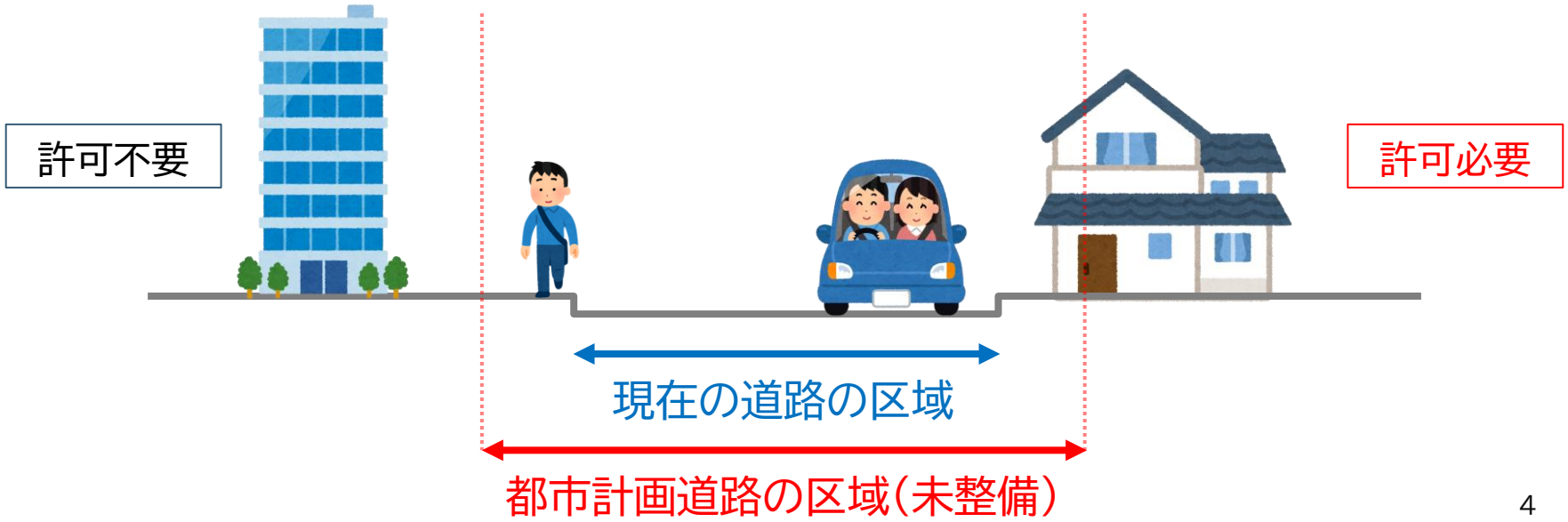
2.都市計画道路とは

（3） 都市計画道路区域内の制限

都市計画道路の区域内において建築物等を建築する場合は、市の許可が必要となります（都市計画法第53条第1項）。

なお、以下の要件を全て満たす建築物の建築は原則として許可されます。

- 階数が3階建て以下で地階が無い
- 構造が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造（鉄筋コンクリート造等は不可）
- 容易に移転や除却ができる



3.都市計画道路の見直し

（1） 上位計画等における都市計画道路の見直しの必要性

都市計画の決定や変更を行う場合、上位計画や関連計画等との整合を図る必要がありますが、都市計画道路の見直しの必要性については、以下のように示されています。

・鴻巣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（抜粋） - 埼玉県

都市計画道路については、定期的に検証を行い、必要に応じて、適切な見直しを行う。

・鴻巣市総合振興計画（抜粋） – 鴻巣市

市内外の交通ネットワークの軸となる幹線道路については、交通需要や地域特性を考慮し、段階的に整備するとともに、必要性に応じ整備水準を含めた見直しを検討します。

・鴻巣市都市計画マスタープラン（抜粋） – 鴻巣市

長期未整備となっている都市計画道路などにおいて、必要に応じて将来の交通量や周辺の道路整備状況、土地利用状況、費用対効果などを勘案し、適切な道路の配置・規模を検討します。

3.都市計画道路の見直し

（2） 鴻巣市における都市計画道路の見直しの必要性

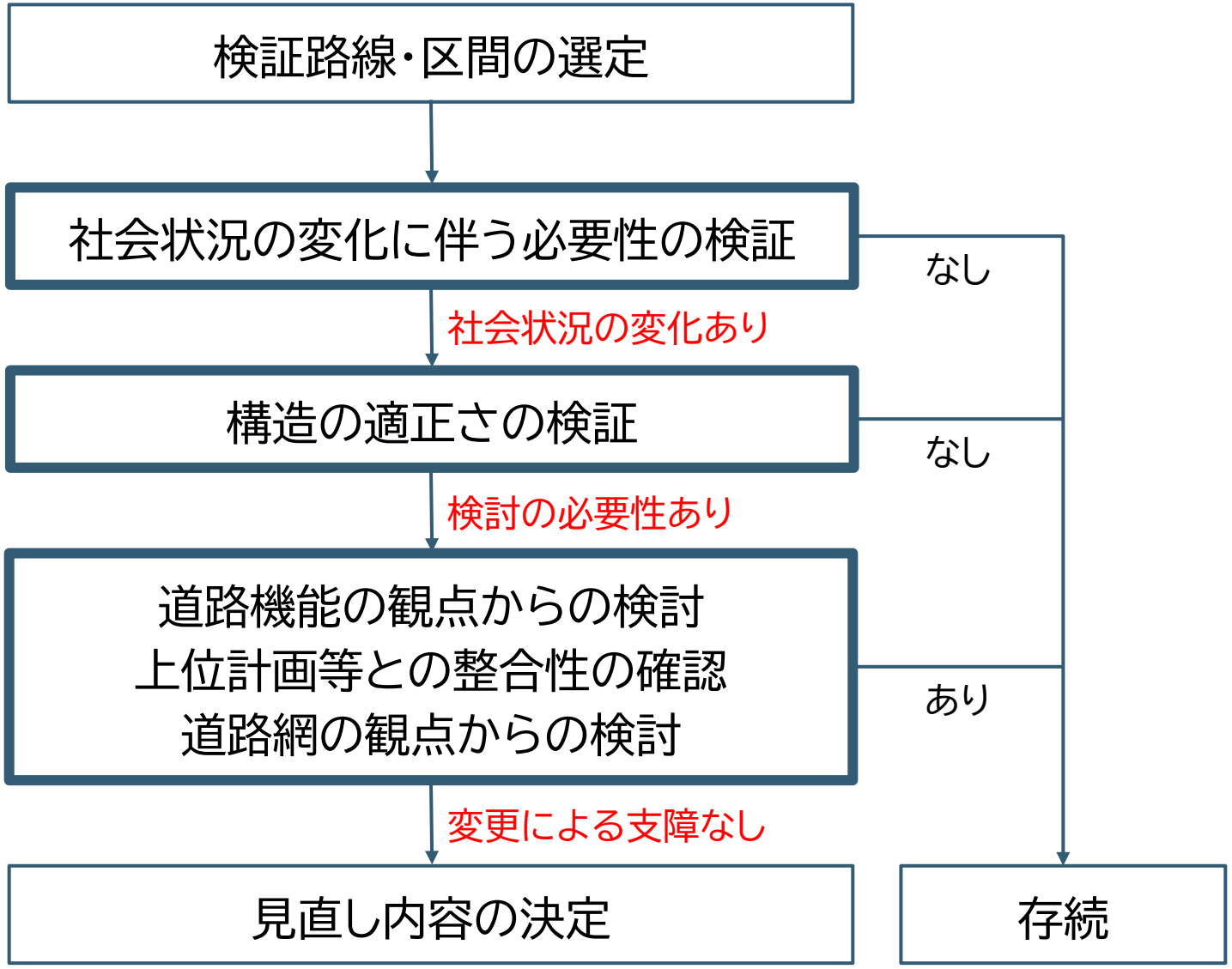
現状

- 鴻巣市内の都市計画道路の多くは、昭和30年代の高度経済成長期に都市計画決定が行われているが、近年では人口減少や少子高齢化等により、都市計画決定当時とは社会情勢が大きく変化している。
- 都市計画決定当時と比較し、多くの道路が整備されたことにより、整備の必要性が低くなっている都市計画道路が存在する。
- 都市計画決定以降、長期間未整備の道路が複数存在しており、整備時期の目途が立っていない状況である一方で、道路区域内での建築行為に対して一定の制限がされている土地が存在する。

都市計画道路の必要性について検証・検討を行い、早期に見直しを行う必要がある。

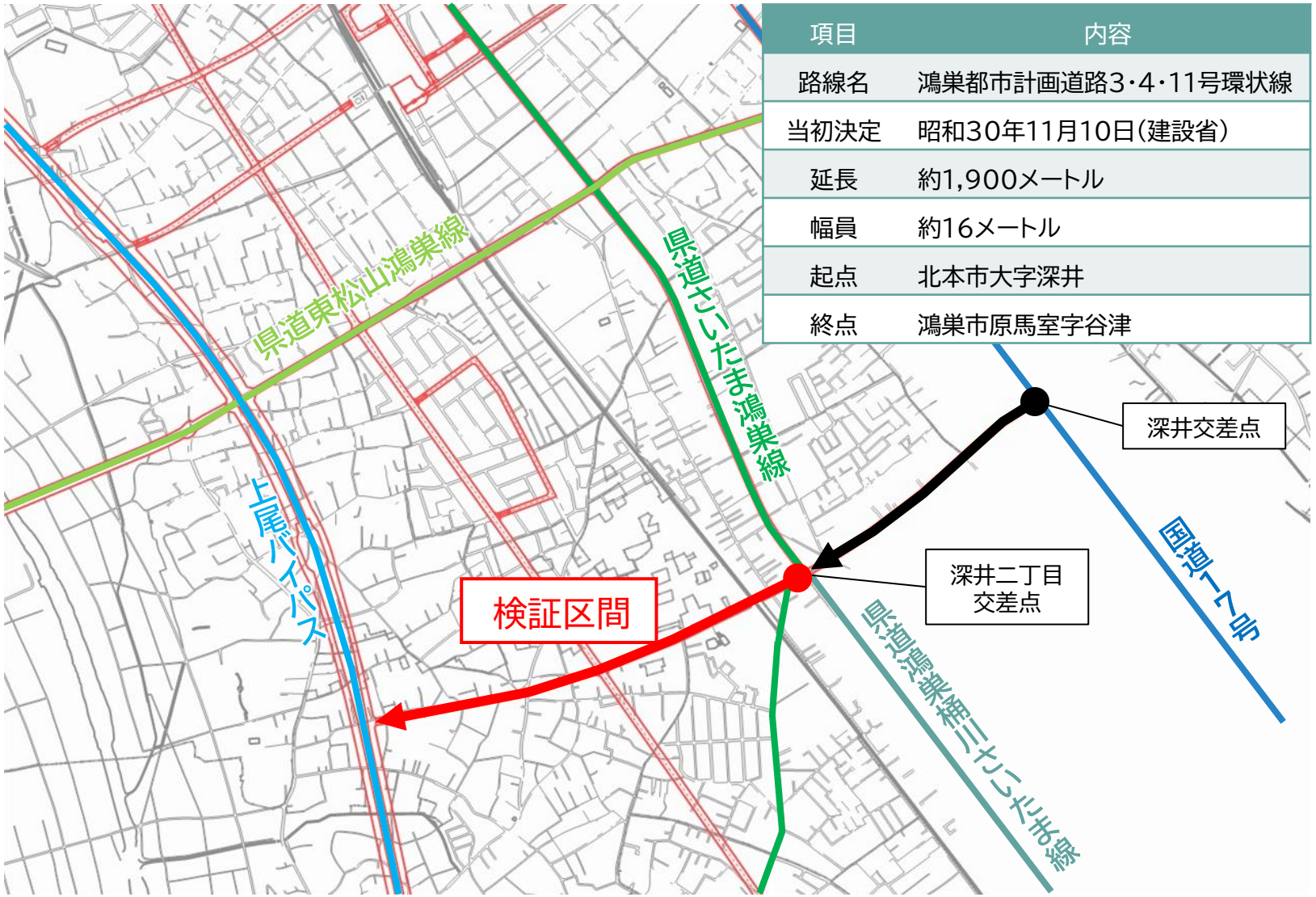
3.都市計画道路の見直し

（3）見直しの流れ



3.都市計画道路の見直し

（4） 検証路線および検証区間の選定



項目	内容
路線名	鴻巣都市計画道路3･4･11号環状線
当初決定	昭和30年11月10日(建設省)
延長	約1,900メートル
幅員	約16メートル
起点	北本市大字深井
終点	鴻巣市原馬室字谷津

3.都市計画道路の見直し

（5）見直しの結果

環状線を都市計画決定した時期（昭和30年代）と比較して…
- 人口減少により、将来交通量の見込みが低くなっている。
- 周辺道路の整備が進んだことで、県道さいたま鴻巣線などの環状線の代替機能を果たす道路が存在する。

社会状況の変化
→あり

検討の必要性
→あり

- 都市計画道路としての必要性が低くなっており、環状線の一部区間を廃止した場合でも交通面や防災面での影響はほとんど無い。
- 上位計画においても都市計画道路の見直しを行う必要性が示されている。

変更による支障
→なし

旧中山道～上尾バイパス間の「一部区間の廃止」が妥当と判断。

廃止後は、今後整備される上尾バイパスへのアクセス性の確保・向上に重点を置き、代替・補完路線の整備を進めていく。

3.都市計画道路の見直し

（6） 代替・補完路線の整備方針

① 県道さいたま鴻巣線
高尾工区（北本市）の整備を推進し、道路交通の円滑性向上を図る。

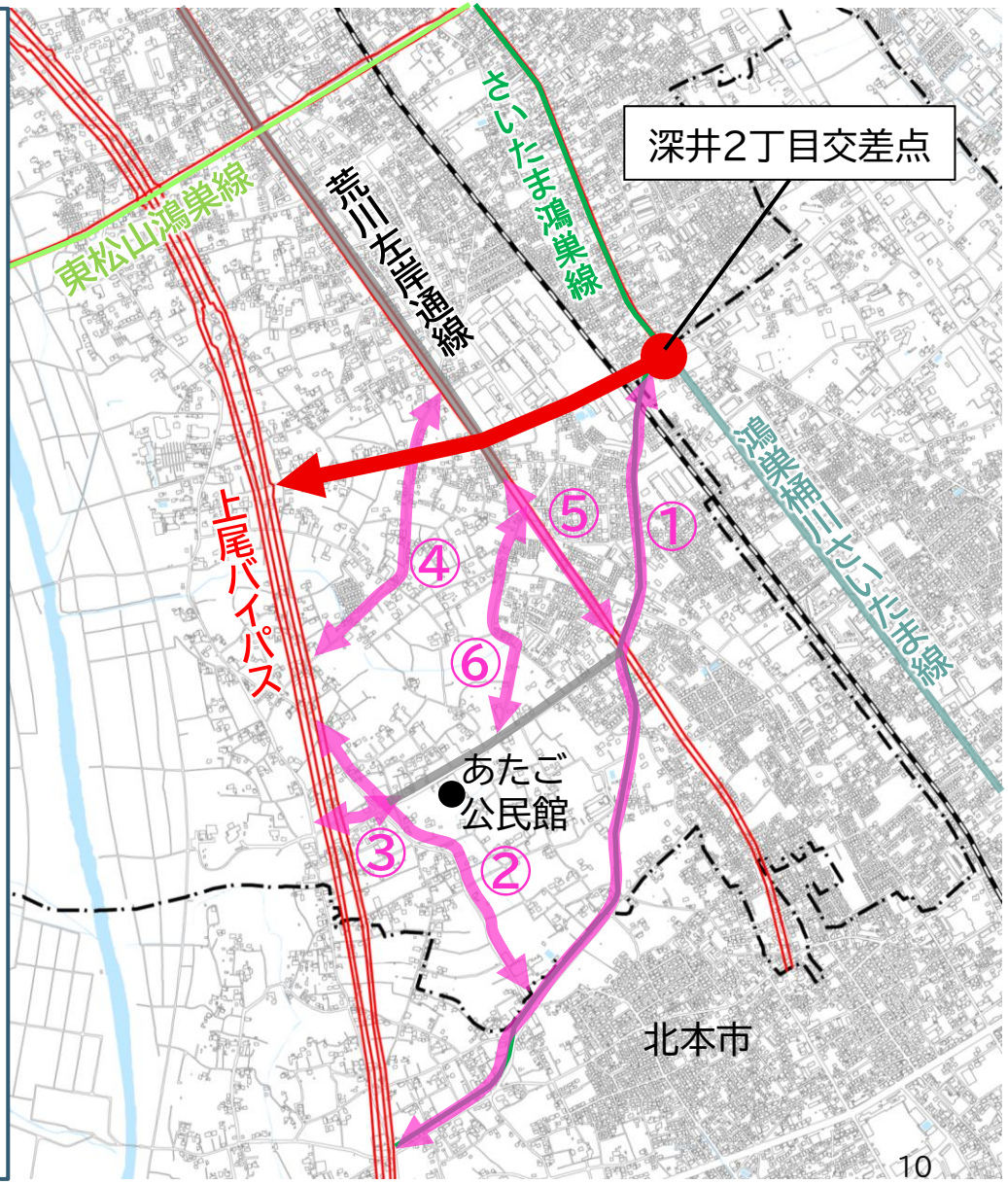
② 市道A-1013号線
歩道が狭いため、ラバーポールの設置などを行い、交通安全機能を確保する。

③ 市道B-177号線
上尾バイパスの整備に合わせて2車線で整備を行う。

④ 市道A-1038号線
幅員7.0mでの整備により、交通安全機能を確保する。

⑤ 荒川左岸通線
県道さいたま鴻巣線までの区間の早期整備により、道路網の多重性を図る。

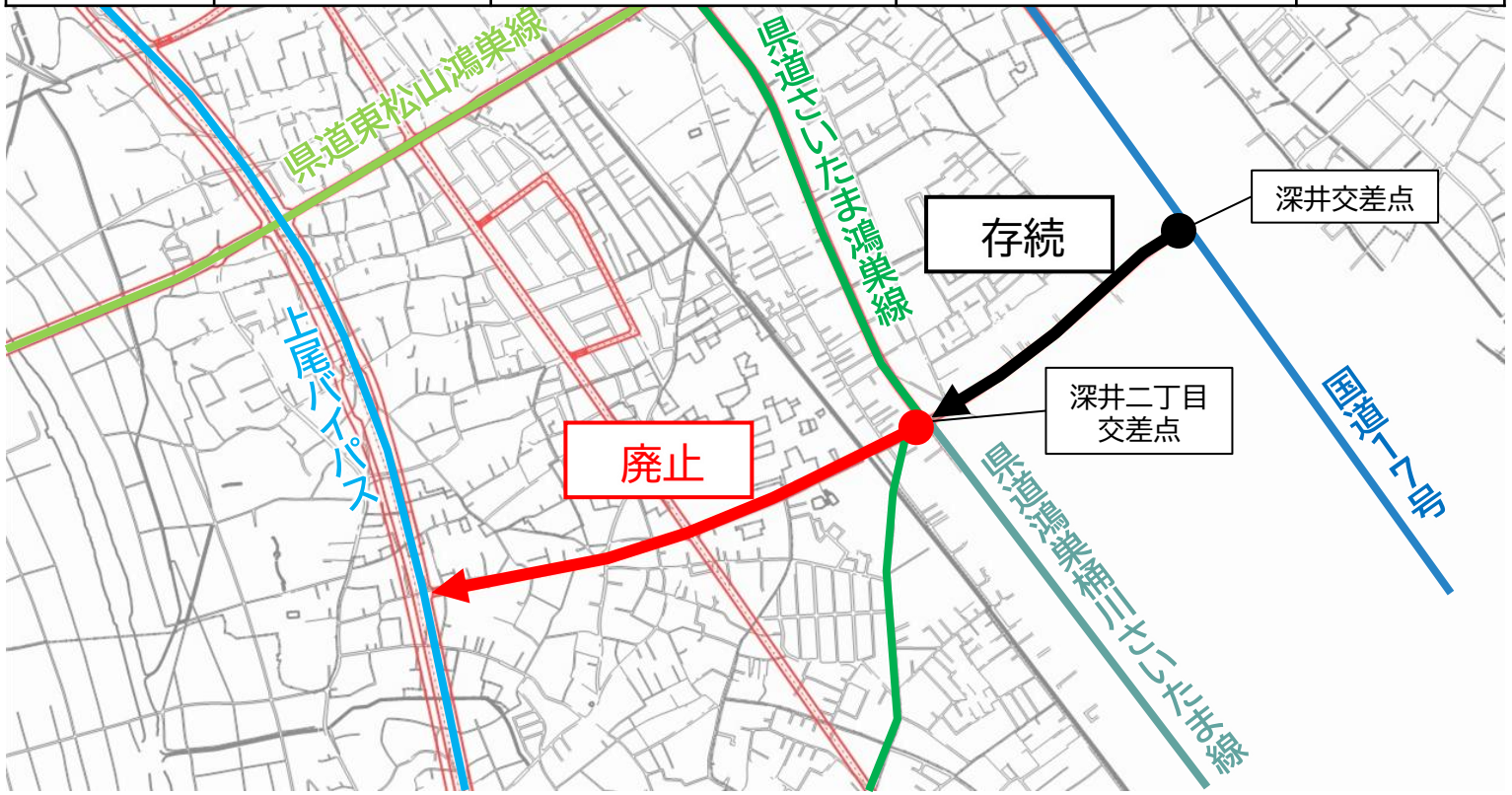
⑥ 市道B-360号線
歩道が狭いため、ラバーポールの設置などを行い、交通安全機能を確保する。



4.都市計画の変更原案

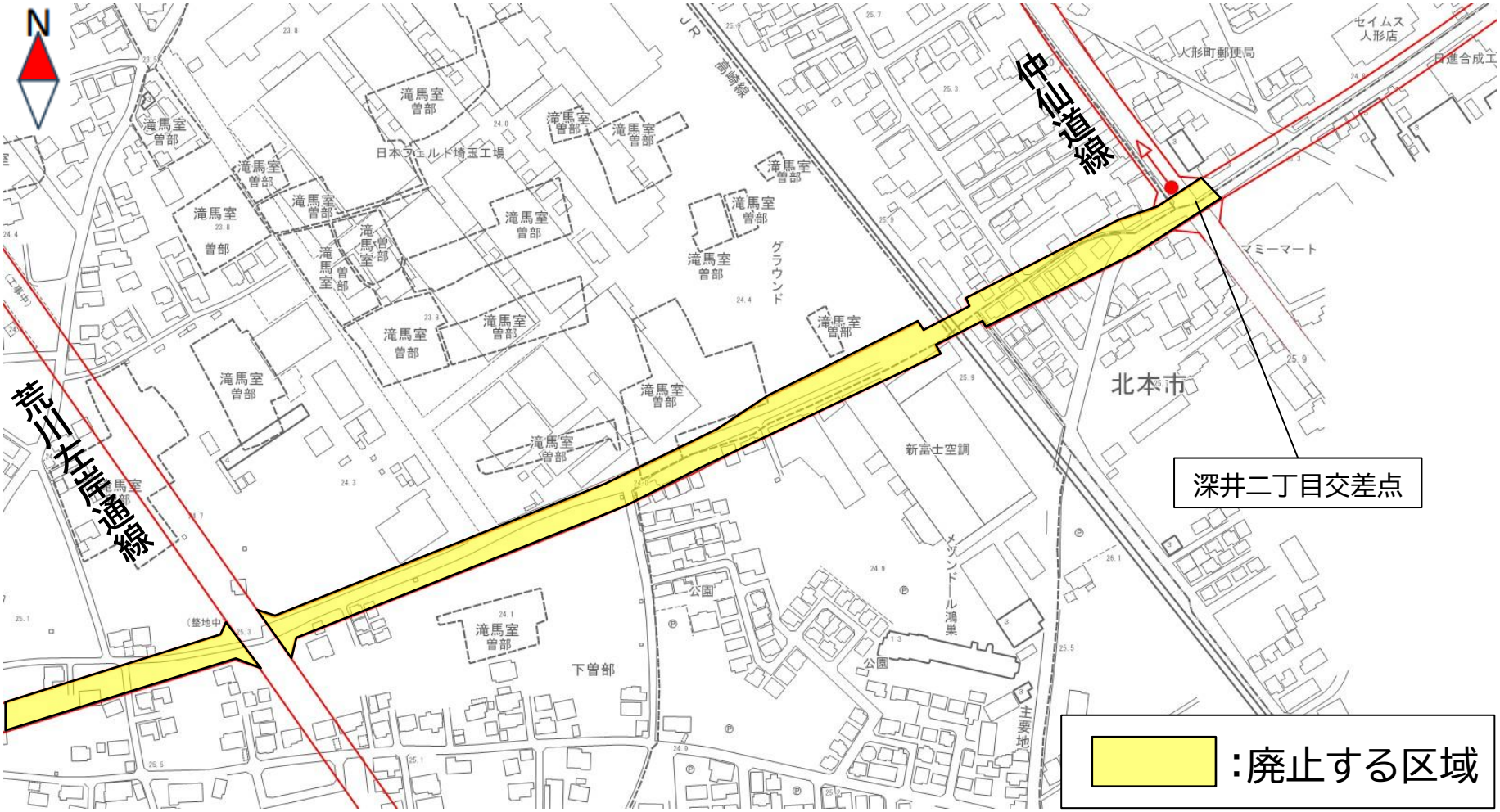
（1） 変更原案の概要

項目	現在	変更案		変更内容
延長	約1,900m	約800m		一部区間の廃止
		深井二丁目交差点西側（約1,100m）	深井二丁目交差点東側（約800m）	
車線数	2車線	廃止	2車線	
幅員	16m	廃止	16m	



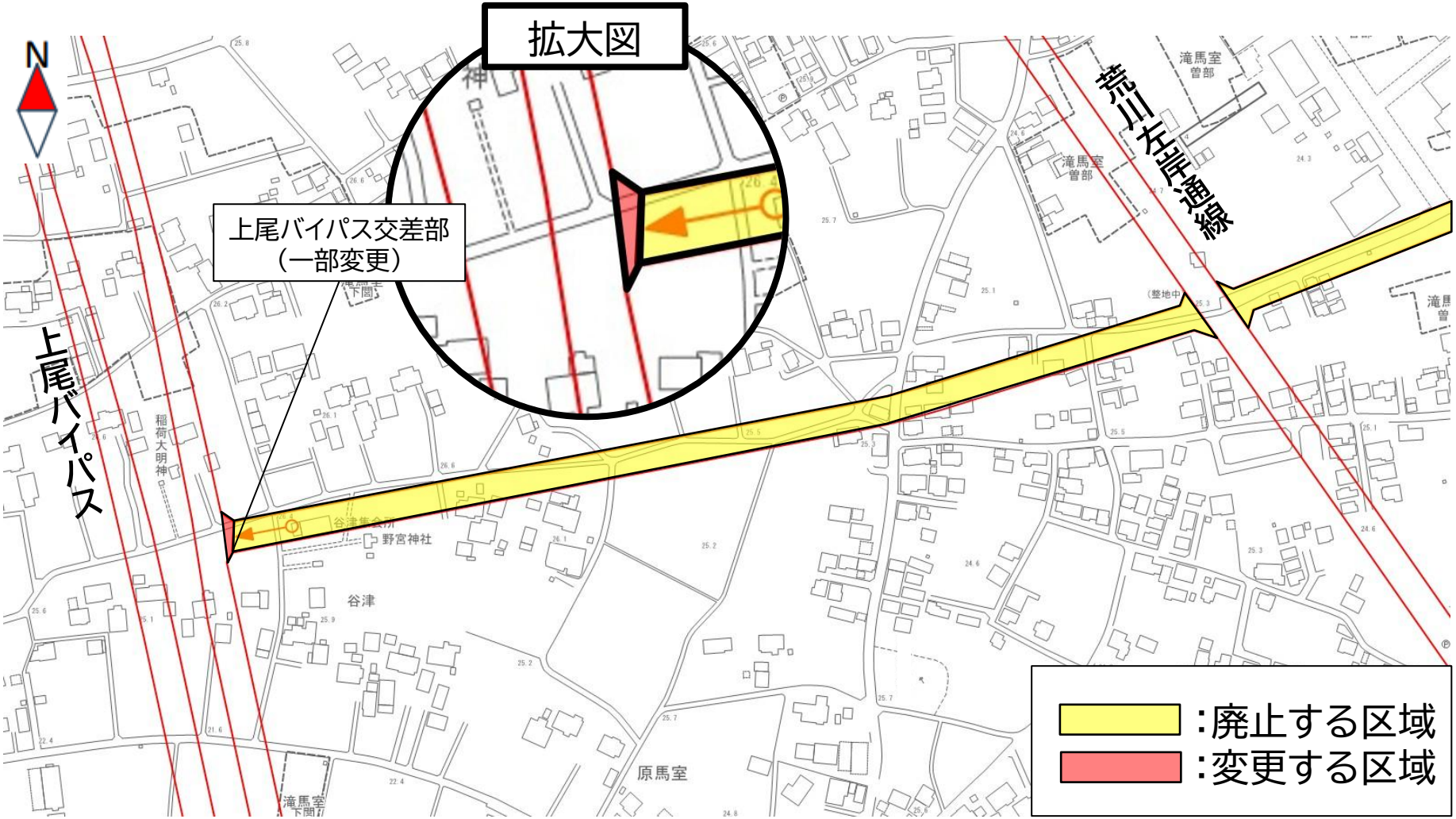
4.都市計画の変更原案

（2） 廃止区間の詳細（東側）



4.都市計画の変更原案

（2） 廃止区間の詳細（西側）



5.都市計画の変更による影響

都市計画が変更され環状線の一部区間が廃止された場合、都市計画道路の区域内の土地について以下のような影響があります。

●建築の制限を受けなくなる ※4ページ参照

環状線の区域内にある土地について、都市計画法第53条による都市計画道路区域内における建築制限が解消されるため、土地利用の自由度が向上します。

●土地を譲渡する必要がなくなる

環状線の区域内にある土地を、道路用地として市へお譲りいただく必要がなくなるため、今までどおり土地を利用することができます。

6.今後のスケジュール(予定)

本日	**都市計画の変更に関する説明会**
令和8年12月	鴻巣市都市計画審議会(報告)
令和9年1月	案の公告・縦覧(意見書提出期間)
令和9年2月	鴻巣市都市計画審議会(諮問・答申)
令和9年4月以降	埼玉県都市計画審議会(諮問・答申) 都市計画変更の告示　※ホームページ等に掲載予定